

日時：2015年9月14日 18:00～20:30

場所：のぞみ総合法律事務所

情報処理に関する法的問題研究グループ第1回 Board Meeting 議事録

喜連川委員（情報処理学会前会長）から研究グループ設立に向けた挨拶と委員紹介に引き続き、ソフトウェアモデル契約についての以下のような意見交換があった。

約10年前にウォーターフォール型のソフトウェア開発のモデル契約は開発されたが、非ウォーターフォールは実用的な契約がないのが現状であるが、あまり実用的ではないだろう。実用的な非ウォーターフォールにふさわしい契約モデルを開発したいというのが本グループの設立のきっかけであることもあるが、アジャイルの場合、最初から成果物が確定していないので、合意の形成という意味では従来にない法的思考が必要となるであろう。

アジャイルと言ってもいろいろな開発手法があるし、実はウォーターフォールに近いものもある。開発手法をいくつかのパターンに分類すると、それぞれのパターンに見合った契約手法が見えてくるのではないか。

アジャイルの場合、最初に合意された目標がないというのが難しいところであるが、明確な合意でなくても、これだけは（あるいはこの限度でと）決めておくべきということはあるはず。今後、開発手法のパターンについて説明していただける方を探して、話を聞かせていただいてはどうか？ということになり、話者を探すこととなった。